二　組合が新設合併消滅組合である場合

イ　（略）

ロ　他の新設合併消滅組合（清算組合を除く。以下このロにおいて同じ。）についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度に係る決算関係書類（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）の内容

(2)　（略）

ハ　他の新設合併消滅組合（清算組合に限る。）につき次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　非出資組合　法第七十五条第一項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により作成した財産目録

(2)　出資組合　法第七十五条第一項の規定により作成した貸借対照表

ニ　当該新設合併消滅組合（清算組合を除く。以下このニにおいて同じ。）についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度がないときは、当該新設合併消滅組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表

(2)　（略）

ホ・ヘ　（略）

三　組合が吸収合併存続組合である場合

イ　（略）

ロ　吸収合併消滅組合（清算組合を除く。以下このロにおいて同じ。）についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度に係る決算関係書類（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）の内容

(2)　（略）

ハ　吸収合併消滅組合（清算組合に限る。）につき次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　非出資組合　法第七十五条第一項の規定により作成した財産目録

(2)　出資組合　法第七十五条第一項の規定により作成した貸借対照表

ニ　吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度がないときは、吸収合併存続組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表

(2)　（略）

ホ　（略）

ヘ　合併契約備置開始日後吸収合併が効力を生じる日までの間に、イからホまでに掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

二　組合が新設合併消滅組合である場合

イ　（略）

ロ　他の新設合併消滅組合（清算組合を除く。以下このロにおいて同じ。）についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度に係る決算書類（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅組合の成立の日における貸借対照表）の内容

(2)　（略）

ハ　他の新設合併消滅組合（清算組合に限る。）が法第七十五条第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により作成した貸借対照表

（新設）

ニ　当該新設合併消滅組合（清算組合を除く。以下このニにおいて同じ。）についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度がないときは、当該新設合併消滅組合の成立の日における貸借対照表

(2)　（略）

ホ・ヘ　（略）

三　組合が吸収合併存続組合である場合

イ　（略）

ロ　吸収合併消滅組合（清算組合を除く。以下このロにおいて同じ。）についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度に係る決算書類（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅組合の成立の日における貸借対照表）の内容

(2)　（略）

ハ　吸収合併消滅組合（清算組合に限る。）が法第七十五条第一項の規定により作成した貸借対照表

（新設）

（新設）

ニ　吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度がないときは、吸収合併存続組合の成立の日における貸借対照表

(2)　（略）

ホ　（略）

ヘ　合併契約備置開始日後、イからホまでに掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項